

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 未分割財産から生じる所得

Q : 賃貸アパートを相続しましたが、遺言もなく現在遺産分割について協議中です。

ところで、このアパートの家賃は私の名義で預金していますが、全額私の不動産所得として申告するのでしょうか。

A : 分割が行われるまでは、相続人の法定相続分に応じて申告します。

【解説】

民法では、相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属するとあります。したがって、まだ分割が行われていない相続財産は各相続人の共有状態にありますので、その相続財産から生じる所得についても各相続人がその相続分に応じて共有で取得していると解されます。この場合、未分割財産の共有割合は、遺言により相続分が指定されている場合には、その指定相続分、それ以外は法定相続分になります。

ご質問のように、遺産分割協議が調わないため、共同相続人のうち特定の人が所得を管理しているような場合であっても、その特定の人が遺産を取得したわけではありませんので、全額をその人の所得として申告することはできません。

ちなみに、将来遺産分割が行われた場合には、その分割後に生じた不動産所得は、実際に相続した人の相続分に応じて申告することになりますが、実際に分割された相続分と未分割の状態申告した時の相続分が異なっても、相続開始時にさかのぼって修正申告または更正の請求をする必要はありません。

